

学校感染症と出席停止について

学校保健安全法に基づく基準によって、下記の表の感染症に罹患した場合、他への感染のおそれのある間は登校できないことになっています。

登校するにあたっては、『登校許可証明書』を記入していただき、担任に提出してください。なお、インフルエンザ罹患の場合は別紙『インフルエンザ証明書』の提出でも登校可とします。

	感染症名	出席停止期間の基準
第一種は省略、治癒するまで		
第二種	1)インフルエンザ 2)百日咳 3)麻疹 4)流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 5)風しん 6)水痘(水ぼうそう) 7)咽頭結膜熱(プール熱)	1)発症後5日 かつ解熱した後2日経過するまで。 2)特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質による治療終了まで。 3)解熱した後3日経過するまで。 4)耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 5)発疹がなくなるまで。 6)すべての発疹が痂皮化するまで。 7)主要症状がなくなって2日経過するまで。
	8)結核	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師により伝染するおそれがないと認められるまで。

第三種その他の例：溶連菌感染症、手足口病、感染性胃腸炎(ノロウイルス・疑いも含む)  
ただし、医師が必要と認めた場合のみ出席停止とする。

### 登校許可証明書

\_\_\_\_\_年 組 番 氏名

感染症名( \_\_\_\_\_ )

出席停止期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

上記感染症は軽快し、感染のおそれがないので、登校してよいことを証明します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 医療機関名  
又は医師名 \_\_\_\_\_ 印